

2013年度（第3回）司法支援建築会議運営委員会 議事録

（記録：事務局）

A. 日 時：2014年3月13日（金）15時～17時

B. 場 所：日本建築学会会議室

C. 出席者：会議会長 吉野 博

委員長 上谷宏二

委員 有馬 賢 池永博威 小野徹郎 大森文彦 柿崎正義 荻谷邦彦

坂本 功 杉山義孝 鈴木秀三 仙田 満 田中淳夫 松原忠策

左 知子 山本康弘

支部運営委員長 井野 智（北海道支部） 小野徹郎（東海支部）

鈴木計夫（近畿支部）

（敬称略）

D. 提出資料

資料 No.3-1 運営委員会議事録（案）（11月22日）

資料 No.3-2 「構造スリット」に関するガイドラインについて（材料施工委員会）

資料 No.3-3 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会専門委員報告→資料回覧

資料 No.3-4 東京地裁調停委員へのアンケート結果

資料 No.3-5 第5回建築紛争フォーラム（北海道）実施結果

資料 No.3-6 第6回建築紛争フォーラム（近畿）企画書

資料 No.3-7 司法支援建築会議会報13号企画書

資料 No.3-8 2013年度事業報告・決算見込み、2014年度事業計画・予算案

資料 No.3-9 2013年度末で運営委員会委員・部会長・部会委員の任期満了に伴う改選

資料 No.3-10 紛争にならないための設計実務教科書作成の提案

資料 No.3-11 司法支援建築会議会員登録申請書

資料 No.3-12 会議九州支部設立

資料 No.3-13 本部・支部活動報告（北海道・東海・近畿）

E. 吉野司法支援建築会議会長の挨拶

運営委員会、懇談会の開催に先立ち吉野支援建築会議会長から挨拶があった。

F. 確認事項

1. 前回議事録案（11月22日）の確認

前回議事録（案）が承認された。

G. 報告事項

1. 構造スリットに関する検討中間報告

事務局から、2013年11月22日付けで材料施工委員会委員長に検討依頼した『「構造スリット」に関するガイドライン作成検討』について、3月4日付けで同委員会幹事で検討した内容について以下の回答があったとの報告がなされた。

- ① 建築業協会から「構造スリット施工管理マニュアル」、JSCA から「構造スリット設計指針」が既に出版されており、構造スリットを新規に設置する場合のガイドラインを新たに作る必要性は薄い。
- ② 構造スリットの不具合の補修については、やり直しが基本で、標準的な補修方法を示すことは困難。
- ③ とりあえず今回は材料施工委員会の中間報告としたが、司法の場で問題となっている具体的な事項がわかれば、材料施工委員会として今後対応できることもある。当委員会代表数名が提案者からヒアリングをする機会を設けたい。

(意見)

- ① スリット幅が 30 mm以下だとスリットとしての機能を果たさない。スリット設計の基本的な考え方について学会として意見表明をする必要があるのではないかと。

2. 国土交通省建設工事紛争審査会との懇談会

上谷委員長から、11月22日に国土交通省建設工事紛争審査会（高木審査会会長、後藤伸一審査会委員、梶原紛争調整官）と当支援建築会議（上谷運営委員長、仙田・大森委員、川田（事務局））と懇談会が開催され、今後の両会の協力・連携のあり方について議論されたとの報告がなされた。

3. 部会報告

(1) 支援部会

1) 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会専門委員報告

田中部会長から、審査会専門委員として担当した事案について概要説明がなされた。

2) 東京地裁の当支援建築会議推薦調停委員に対するアンケート

田中部会長から、以下の説明がなされた。

- ① 東京地裁の本庁・簡易裁判所の調停委員の 77 名にアンケートを送付。回答は 57 名（回答率 74%）
- ② 民事調停委員に任命されてからの年数は 1～4 年が 46%、10～14 年が 40%と二分されている。これは最近の調停委員の定年により交代が進んだものと思われる。
- ③ 上記の②と関連して、担当事案数 0 件が 44%と半数弱となっている。1～4 件 21%、5～9 件 14%と続くが、担当事件数 0 件の中には 6 年も調停委員に任命されているにもかかわらず 1 件も依頼がない方もおられる。今後折を見て地裁に申し入れをしたい。
- ④ 裁判所からの民事調停の依頼を断ったことがある方は 25%である。その内訳「仕事が多忙である」(33%)「専門分野ではない」(28%)「利害関係がある」(17%)と続く。

(2) 普及・交流部会

1) 第 5 回建築紛争フォーラム(北海道)実施結果

井野北海道支部運営委員長から、9月1日に開催された表記フォーラムの結果（参加者数 120 名）について報告がなされた。

2) 第 6 回建築紛争フォーラム(近畿)企画書

鈴木近畿支部運営委員長から、9月14日に開催する第 6 回建築紛争フォーラム「集合住

宅・住宅等の建築紛争の現状と課題」の企画案の報告がなされた。なお会場が神戸大学工学部となっているが、大会会場では法曹関係者や建築士会等の会員や一般市民が参加しづらいため、会場を神戸市内に変更することで再度の検討をお願いすることにした。

3) 第15回司法支援建築会議講演会企画書

柿崎部会長から、講演会は3年に一度は大阪の開催のため2014年度は大阪、2015年度は東京での開催。建築紛争フォーラムも2014年度は大阪、2015年度は東京での開催となる。2014年度に講演会とフォーラムを大阪で同時に開催することになり支部の負担が大きい。このため講演会の開催の順序を逆にして、2014年度の講演会を東京、2015年度の講演会を大阪で開催するようにしたいとの提案がなされ承認された。

4) 司法支援建築会議会報13号企画

柿崎部会長から会報13号の企画案の説明がなされた。なお委員から支部活動報告欄を設けてもらいたいとの意見が出されたため企画案の見直しをする。

H. 審議事項

1. 2013年度事業報告・決算見込み、2014年度事業計画・予算案

事務局から、2013年度の主な事業成果・決算見込み、2014年度の事業計画・予算案について報告がなされ承認された。なお「今年度事業成果、次年度新規事業・継続事業」に支部欄を設けてもらいたいとの意見があったため、次年度から支部欄を追加することにした。

2. 2013年度末で運営委員会委員・部会長・部会委員の任期満了に伴う改選

上谷運営委員長から運営委員会委員改選、ならびに田中支援部会長、杉山調査研究部会委員、柿崎普及・交流部会長から部会委員の改選の報告がなされ承認された。

3. 紛争にならないための設計実務教科書作成の提案

仙田委員から、「紛争にならないための設計実務教科書」作成の企画書の説明がなされ企画案ならびに編集委員会の設置を承認することにした。

(意見)

- ① 会では技術倫理の教科書は2回ほど改訂しているが、この教科書は技術倫理の教科書とあわせて大学院で使ってもらいたい。
- ② 建築紛争について大会でセッションを設けてはどうか。設計行為は社会的活動なので失敗の可能性がある。失敗学のように学術的なテーマとして重要である。
- ③ この教科書に構造的なよくある瑕疵（かぶり厚不足）を入れていただければより面白くなるのでは。

4. 司法支援建築会議会員の登録申請

事務局から、山本康友氏の会議会員の申し込みについて説明がなされ、検討の申し込みを承認し理事会に諮ることにした（4月理事会）。

I. 懇談事項

1. 当会議九州支部設立依頼

事務局から、当会議会員（中川誠之氏）の九州支部設置に関する要望書に対する前回の

運営委員会方針（学会九州支部長に再度の協力要請を行う）について、1月20日に河野昭彦学会九州支部長に打診した結果（九州支部役員会での審議結果）、以下の理由で引き受けるわけには行かないとの回答があったとの報告なされた。

- ① 九州支部会員には実務系の方がほとんどいないため司法支援活動がほとんどできない。
- ② 支部事務局職員が一名なので負担が重い。
- ③ 支部には今まで会議支部設置の要望がなかった。

検討の結果、会議九州支部の会員に直接会議支部の設立を働きかけることとし、その対応を山本委員に一任することにした。

J.司法支援建築会議本部・支部活動報告

本部は上谷運営委員長から、北海道支部は井野智支部運営委員長、東海支部は小野徹郎支部運営委員長、近畿支部は鈴木計夫支部運営委員長から、それぞれ報告された。

K. 次回

・2014年度第1回:2014年6月13日(金)15時～17時

以上

吉野司法支援建築会議会長との懇談会記録（案）

（記録：事務局）

A. 日 時：2014年3月13日（金）17時～17時40分

B. 場 所：日本建築学会会議室

C. 出席者：会議会長 吉野 博

委員長 上谷宏二

委 員 有馬 賢 池永博威 小野徹郎 大森文彦 柿崎正義 荻谷邦彦

坂本 功 杉山義孝 鈴木秀三 仙田 満 田中淳夫 松原忠策

左 知子 山本康弘

支部運営委員長 井野 智（北海道支部） 小野徹郎（東海支部）

鈴木計夫（近畿支部）

（敬称略）

E. 吉野司法支援建築会議会長の挨拶

本日の運営委員会に同席した今までの活動経過を拝見しているとたいへん活発な活動をされていることがよく理解できた。司法支援建築会議会長として会議の今までの活動や課題について忌憚のない意見交換をしたい。

F. 懇談内容

(1) 予算配分

①当支援建築会議への予算配分が13年前に設立された頃に比べ20万円しか増額されていない。会議の地方支部が北海道、東海、近畿と3支部設置され事業も幅広く展開しているのに少ない。増額をお願いしたい。

(2) 建築紛争にかかる論文等の発表の場の整備

① 欧米では裁判の鑑定報告書が学術的に高い評価を得ている。我が国でも裁判の鑑定書が論文集に掲載される論文なみの評価が得られるようなことが望ましい。学会として建築紛争関係の報告書や論文等が投稿できるような場を整備してもらいたい。大会学術講演会で建築紛争に関するセッションを設けることから始めてはどうか。

② 学会会員にも司法支援建築会議の認知度が低い。以前は建築雑誌で時々建築紛争に関する特集を組んでいたが最近はほとんどない。総合論文誌で特集を組む予定にしていたが廃刊となった。

→編集委員会に伝えておく

③建築紛争の論文が少ないのは建築紛争の基礎的な資料がなかなか集まらないことにも原因がある。鑑定書は公開されないし調停はそもそも非公開である。このようなことから研究として成立しない難しさがある。

(3) 建築紛争と学会基・規準のあり方

①耐震診断基準が裁判で明け渡しの根拠に使われている。基準を作成する時にはそのような使われ方をすると想定していない。

②学会も多くの基・規準を出しているが、作成する際には裁判で使われることは想定し

ていないのではないか。現実には裁判でも判決や原告・被告の双方の主張の根拠に使われている。今後は裁判で使われることを想定して基・規準を作っていただく必要があるのではないか。

③ 「学会規準・仕様書のあり方検討委員会報告書」（2001年4月）が当時の学術委員会で審議された際に「規準・仕様書の作成プロセスに司法支援建築会議の成果をフィードバックする仕組みを組み込んでいただきたい」との要望を出したが、報告書には明確には記載されていない。昨今の学会の基・規準類が裁判で使われていることを考慮すると「意義と役割」「作成プロセス」にきちんと位置づけることが必要と思われる。

④ 学会基・規準は目標値を提示している。建築基準法のような最低基準ではない。目標値に達しなくとも瑕疵にはならない。裁判ではそのあたりが混同されかねないので、学会基・規準に目標値であることをきちんと明示すべきである。

⑤ 学会基・規準を判断根拠にした裁判事例はある。当建築会議でまとめて作成委員会に提示してはどうか。

以上

- ② 対外的情報発信
- ③ 若手会員の増加
- ④ 建築紛争と学会基・規準のあり方
- ⑤ 紛争にならないための設計実務教科書作成
- ⑥ 建築紛争と騒音、雪害問題
- ⑦ 震災復興に対する支援活動
- ⑧ シックハウス紛争の動向